

映像資料 特別利用について（教員用）

映像資料の利用については館内視聴に限ります。館外への利用が著作権上、認められていない為ですが、授業の場合は特別に受付をいたします。その際、下記の条件に基づき、著作権法に抵触しないよう十分注意してご利用ください。

記

- ① 授業の為の利用であること。（従って当日、学内での利用になります。）
 - ② 利用点数は原則として、5点迄です。
- * ①,②の他、授業内容等により、特別な理由でご希望がある場合はご相談ください。

<お申し込みについて>

映像資料特別利用願(教員用) に必要事項をご記入の上、3F カウンターにお申し込み下さい。お申し込み及び利用手続きは原則として利用になるご本人に行ってもらいますが、何らかの事情でご本人が来館できない場合は代理人でも可といたします。その際、**事前にご本人から図書館に代理人の件をご連絡願います。**

- * 代理人は副手以上の方をお願いします。(学生は不可)

<学生の特別利用について>

正規の授業で学生が研究・発表等に視聴覚資料が必要な場合、その授業の指導教員が承認したものに限り、特別に館外利用を受け付けます。従って教員には学生の申請内容をご確認の上、署名及び押印をお願いします。

□ 映像資料の利用に関して図書館では著作権法を遵守しつつ、その範囲内において最大限、円滑な利用に努めております。何卒、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

大阪芸術大学図書館